

第3回住宅・建築物省エネルギー一部会での主な論点

～住宅・建築分野における省エネルギー対策に関する論点整理より～

1. 総論

- ・個別の論点にはそれぞれ重要な項目があがっているが、全体としての考え方や項目相互の関連性について解説が必要なのではないか。
- ・エネルギー・ベネフィットとして、省エネは光熱費の低減だけでなく、健康衛生面も改善され健康増進にも寄与するという体系ができると、非常に進みやすくなるのではないか。

2. 省エネ規制のあり方について

- ・建売住宅、賃貸住宅は、最低の規制水準を決めた方が良いのではないか。
- ・新築・増改築時等において、中小規模の住宅・建築物に対する規制もある程度取り入れながら、それを応援していく仕掛けを用意することも重要。
- ・小規模建築物については、建築手法や設備手法も限られてくることから、届出内容を簡素化し、設計者や行政庁の負担を軽減することが重要ではないか。
- ・省エネ措置の届出義務の範囲を拡大した場合に、届出の審査がやりやすくなるように基準を変えてしまうと、断熱性の確保の実効性が下がるのではないか。

3. 支援方策について

- ・各省庁の税制等の支援施策の連携により、相乗効果を上げていくことが大切。
- ・単発的ではなく継続的な技術開発への支援など、建築業界全体を通じて元気が出る仕組みについて、エンドユーザーにも分かりやすい形で構築すべき。
- ・小規模な住宅の省エネルギー性能を向上させようとする人は少ないので、ここが進むような方策を検討することが必要。
- ・新築・増改築時等において、中小規模の住宅・建築物に対する規制もある程度取り入れながら、それを応援していく仕掛けを用意することも重要。【再掲】

4. 評価・表示について

- ・空調、電気、衛生等を総合した省エネ評価ツールの開発が必要ではないか。
- ・住宅を購入する人のことを考えると、建売住宅等のラベリング制度も必要ではないか。
- ・賃貸住宅については、いきなり規制をかけるのではなく、ラベリング等の緩い誘導策でもって対策を強化していくこともあるのではないか。

5. 面的な省エネルギー対策について

- ・面的な省エネ対策は、スケールメリットを活かすことで、高効率なシステムの導入や未利用エネルギーの活用が可能となり非常に有効。
- ・面的な省エネ対策は様々なメニューはあるが、なかなか普及しないのが実態。
- ・面的なエネルギー供給システムである地域冷暖房には、非常に効率が良いものと悪いものがあり、極めて差が大きい。効率の悪い地域冷暖房については省エネ再生し、また、効率の良い地域冷暖房についてはどのように普及していくかが重要。
- ・面的な省エネルギー対策への補助制度については、地方公共団体が費用の一部を負担することが前提になっており有効に機能していないので、補助は直接事業主体に落とす方が実効性は高い。地方公共団体には調整的な役割を果たすことが求められる。

6. 情報提供について

- ・住宅の省エネ性能等について、一般にわかるような形で情報提供していくことが重要。
- ・既存ストック対策については、大規模改修の機会に省エネ措置を講じることが重要であることから、適切な情報提供が必要である。
- ・技術開発などの取組の成果について、アジアなど国際的に情報発信をしていくことが重要。

7. その他

- ・施策の対象として「ライフスタイル」を明確にし、これを含めた体系を考えるべき。
- ・ライフスタイルは多面的な意味を持っているので、よく注意して使わないと人によって解釈が異なるので慎重に議論する必要。
- ・アパートについては利回りを最優先する傾向があり、省エネにコストをかけることには関心がなく、省エネ化が進みにくい。
- ・オフィスビルの場合は、光熱費は家賃に含まれていることが多く、いくらエネルギーを使用してもテナントには関係ないというのが一般的。

(以 上)